上 智 大 学 哲 学 会 会 則

委員会において承認されたもの

第 条 (名称) 本会は上智大学哲学会と称する

第 条 (所在) 本会の事務局を上智大学文学部哲学研究室に置く

第 条 (目的) 本会は哲学研究の促進並びに会員相互の親睦を図

ることを目的とする

第 兀 条 (事業内容) 本会は前条の目的のために左記の事業を行う

毎年一回以上の大会の開催

学会誌『哲学論集』並びに 「学会だより」の発行

三 研究資料の蒐集並びに交換

兀 研究会、講演会等の開催、共催

五. その他三条にかない、委員会が適当と認め、 会長が承

認した諸活動

正会員

第

五.

条

(会員)

(イ) 上智大学哲学科の教員で入会を希望し登録したもの

(ロ) 上智大学哲学科卒業者並びに大学院修了者で入会を

希望し登録したもの

上智大学大学院文学研究科哲学専攻在籍者で入会を

希望し登録したもの

 (Ξ) 上智大学の旧教員で入会を希望し登録したもの

(ホ) 上智大学哲学科または本会関係者で入会を希望し、

準会員

本会の主旨に賛同する上智大学哲学科学生。準会員は

無償で学会誌および学会だよりの配布を受けることが 大会その他本会の開催、共催する諸種の会合に出席し、

できる。 但し、総会における議決権は有しない

三 特別会員

正会員並びに準会員以外のもので、本会の発展に寄与

委員会において推薦され、 会長が承認したもの

兀 名誉会員

本会の発展に寄与し、委員会において推薦され、

会長

が承認したもの

六 条 (役員構成)

第

の任期は一年とし重任をさまたげない

本会の役員として正会員の中から左記のものを置く。

役員

숲 長 名

員 名 (内一名は委員長)

会計委員 名

会計監査 名

編集委員 名

五.

名

七 条 (役員)

第

会長は本会を代表し、 会務を統率する。会長は大学院

文学研究科哲学専攻主任とする

- 則の範囲内で本会の活動の企画および運営にあたる二 委員は左記(ロ)に従って総会において選出され、会
- 表三名とする研究員一名、大学院生代表二名、その他の正会員代のでのでは、大学院生代表二名、その他の正会員代のでのでは、大学研究科特別のである。
- の正会員の互選による
 表の選出はそれぞれ本学科教員、大学院生、その他表の選出はそれぞれ本学科教員、大学院生、その他の正会員代
- (ハ)総会によって選出された委員は委員長を互選により

選出する

- され会計事務を担当する 三 会計委員は委員会によって推薦され、会長により承認
- され会計監査を担当する 四 会計監査は委員会によって推薦され、会長により承認
- 内二名は本学科教員、内一名は文学研究科特別研究員され学会誌『哲学論集』の編集業務を担当する。但し、五 編集委員は委員会によって推薦され、会長により承認
- 六 幹事は委員会の委嘱により選任され会務を担当する

第八条(総会)

って少なくとも年に一回第四条一の大会の際に開かれる総会は出席する正会員によって構成され、会長の招集によ

第 九 条 (委員会)

委員三名以上の要請があれば委員長は委員会を開催せ一 委員会は委員長の招集により随時開催される。但し、

ねばならない

二 委員会はその活動に関して会長に報告する義務がある

第十条(会費)

- にあてる 本会運営の経費は、会費並びに寄付金等をもってこれ
- 二 正会員の会費を次のように定める
- (イ) 一般正会員の会費は年額三千円とする
- (ロ)大学で専任教員の職にある正会員の会費は年額四千

円とする

- 三 準会員の会費は年額千五百円とする
- 四 特別会員並びに名誉会員は会費を免除する
- 五 本会の会計年度は毎年十月一日に始まり翌年九月三十

日に終わる

六 収支決算報告は毎年会計年度終了後の総会において行

う

第十一条 (刊行物)

- 一 第四条二に基づき学会誌『哲学論集』を発行する
- 二 本誌の編集は編集委員会がこれを行う
- 四 会員は無償で本誌の配布を受けることができる三 本誌の発行は年一回を原則とする

- ができる。但し、掲載論文の選択権は編集委員会にあ五 準会員を除く会員は、その研究を本誌に発表すること
- 六 会員は無償で「学会だより」の配布を受けることがで

きる

る

合がある 定により学会誌並びに学会だよりの配布を中止する場 定により学会誌並びに学会だよりの配布を中止する場 会費が長期にわたり滞納された場合には、委員会の決

本会会則の改定は総会において三分の二以上の会員の賛成第十二条(会則の改定)

平成九年十月一部改定並びに会長の承認において行われる

平成二八年十月一部改定平成十年十月一部改定